

特別区設置協定書(案)新旧対照表

	平成 27 年 1 月 13 日修正案	平成 26 年 12 月 30 日提出案																		
P15	<p>七 大阪市及び大阪府の職員の移管（第 5 条第 1 項第 7 号関係）</p> <p>1. 職員の移管</p> <p>(二) 職員の移管</p> <p>大阪府及び大阪市の職員は、原則として事務の分担に応じて、特別区の設置の日において、特別区又は大阪府のいずれかの職員として引き継ぐこととする。</p> <p>ただし、大阪市の職員のうち、特別区の設置の前日において、幼稚園、保育所、一般廃棄物の収集輸送事業、高速鉄道事業、中量軌道事業、自動車運送事業又は水道事業に従事する職員は、特別区の設置の日までの間に民営化が実現されない場合には、幼稚園、保育所、一般廃棄物の収集輸送事業及び水道事業の職員は、当該職員が専ら従事している業務の管理区域が属することとなる特別区の職員として引き継ぐことを基本とし、高速鉄道事業、中量軌道事業及び自動車運送事業の職員は大阪府の職員として引き継ぐことを基本とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	<p>七 大阪市及び大阪府の職員の移管（第 5 条第 1 項第 7 号関係）</p> <p>1. 職員の移管</p> <p>(二) 職員の移管</p> <p>大阪府及び大阪市の職員は、原則として事務の分担に応じて、特別区の設置の日において、特別区又は大阪府のいずれかの職員として引き継ぐこととする。</p> <p>ただし、大阪市の職員のうち、特別区の設置の前日において、幼稚園、保育所、一般廃棄物の収集輸送事業、高速鉄道事業、中量軌道事業、自動車運送事業又は水道事業に従事する職員は、特別区の設置の日までの間に民営化が実現されない場合には、幼稚園、保育所、一般廃棄物の収集輸送事業及び水道事業の職員は、当該職員が専ら従事している業務の管理区域が属することとなる特別区の職員として引き継ぐことを基本とし、高速鉄道事業、中量軌道事業及び自動車運送事業の職員は大阪府の職員として引き継ぐことを基本とする。</p> <p><u>また、特別区の設置の前日において一般廃棄物の焼却処理事業に従事する職員は、特別区の設置の日までの間に一部事務組合が設置されない場合には、当該職員が専ら従事している業務の管理区域が属することとなる特別区の職員として引き継ぐことを基本とする。</u></p> <p>(略)</p>																		
P20	<p>八 その他特別区の設置に関し必要な事項（第 5 条第 1 項第 8 号関係）</p> <p>2. 特別区において共同で処理する事務</p> <p>(四) 特別区及び他の市町村を構成団体とする一部事務組合及び広域連合</p> <p>特別区の設置の前日において、大阪市が他の市町村と一部事務組合又は広域連合を設置して実施することとされていた事務は、特別区の設置の日以後においても、引き続き、当該一部事務組合又は広域連合で実施することとする。</p> <p>(略)</p> <p>(一般廃棄物処理（焼却処理事業）)</p> <p>大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（以下「<u>環境施設組合</u>」という。）</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	<p>八 その他特別区の設置に関し必要な事項（第 5 条第 1 項第 8 号関係）</p> <p>2. 特別区において共同で処理する事務</p> <p>(四) 特別区及び他の市町村を構成団体とする一部事務組合及び広域連合</p> <p>特別区の設置の前日において、大阪市が他の市町村と一部事務組合又は広域連合を設置して実施することとされていた事務は、特別区の設置の日以後においても、引き続き、当該一部事務組合又は広域連合で実施することとする。</p> <p>(略)</p> <p>(一般廃棄物処理（焼却処理事業）)</p> <p>大阪市・八尾市・松原市環境施設組合</p> <p><u>※ 特別区の設置の日までの間に同組合が設置されなかった場合は、特別区の設置の日において、全ての特別区を構成団体とする一部事務組合を設置することとする。</u></p> <p>(略)</p>																		
P222	<p>別表第 2 - 1 - 1 北区が全特別区を代表して承継する第 1 区分に係る財産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>財産区分</th> <th>項目</th> <th>承継の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>別表第 2 - 3 に掲げる事務の用に供する財産（第 1 区分に係るものに限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の財産</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁天町駅前開発土地信託事業（以下「オーク 200 事業」という。）の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産（第 1 区分に係るものに限る。） ・ 土地先行取得事業会計に属する財産（第 1 区分に係るものに限る。） ・ <u>大阪市が環境施設組合に貸し付けている財産</u> </td> <td>北区が全ての特別区を代表して承継</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	財産区分	項目	承継の方法		別表第 2 - 3 に掲げる事務の用に供する財産（第 1 区分に係るものに限る。）		その他の財産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁天町駅前開発土地信託事業（以下「オーク 200 事業」という。）の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産（第 1 区分に係るものに限る。） ・ 土地先行取得事業会計に属する財産（第 1 区分に係るものに限る。） ・ <u>大阪市が環境施設組合に貸し付けている財産</u> 	北区が全ての特別区を代表して承継	<p>別表第 2 - 1 - 1 北区が全特別区を代表して承継する第 1 区分に係る財産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>財産区分</th> <th>項目</th> <th>承継の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>別表第 2 - 3 に掲げる事務の用に供する財産（第 1 区分に係るものに限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の財産</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁天町駅前開発土地信託事業（以下「オーク 200 事業」という。）の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産（第 1 区分に係るものに限る。） ・ 土地先行取得事業会計に属する財産（第 1 区分に係るものに限る。） </td> <td>北区が全ての特別区を代表して承継</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	財産区分	項目	承継の方法		別表第 2 - 3 に掲げる事務の用に供する財産（第 1 区分に係るものに限る。）		その他の財産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁天町駅前開発土地信託事業（以下「オーク 200 事業」という。）の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産（第 1 区分に係るものに限る。） ・ 土地先行取得事業会計に属する財産（第 1 区分に係るものに限る。） 	北区が全ての特別区を代表して承継
財産区分	項目	承継の方法																		
	別表第 2 - 3 に掲げる事務の用に供する財産（第 1 区分に係るものに限る。）																			
その他の財産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁天町駅前開発土地信託事業（以下「オーク 200 事業」という。）の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産（第 1 区分に係るものに限る。） ・ 土地先行取得事業会計に属する財産（第 1 区分に係るものに限る。） ・ <u>大阪市が環境施設組合に貸し付けている財産</u> 	北区が全ての特別区を代表して承継																		
財産区分	項目	承継の方法																		
	別表第 2 - 3 に掲げる事務の用に供する財産（第 1 区分に係るものに限る。）																			
その他の財産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁天町駅前開発土地信託事業（以下「オーク 200 事業」という。）の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産（第 1 区分に係るものに限る。） ・ 土地先行取得事業会計に属する財産（第 1 区分に係るものに限る。） 	北区が全ての特別区を代表して承継																		
P226	<p>別表第 2 - 3 特別区が一部事務組合を設けて共同処理する事務</p> <p>(略)</p> <p>④財産管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大阪市未利用地活用方針」に基づき「処分検討地」とされた土地等の管理及び処分 ・ オーク 200 事業の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産の管理及び処分 ・ 大阪市の土地先行取得事業会計に属していた財産の管理及び処分 ・ <u>大阪市が環境施設組合に貸し付けていた財産の管理</u> 	<p>別表第 2 - 3 特別区が一部事務組合を設けて共同処理する事務</p> <p>(略)</p> <p>④財産管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大阪市未利用地活用方針」に基づき「処分検討地」とされた土地等の管理及び処分 ・ オーク 200 事業の終了に伴い大阪市が引渡しを受けた財産の管理及び処分 ・ 大阪市の土地先行取得事業会計に属していた財産の管理及び処分 																		

平成 27 年 1 月 13 日修正案

平成 26 年 12 月 30 日提出案

別表第 2 - 5 財産・債務目録

別表第 2 - 5 財産・債務目録

<財産>

<財産>

一般会計・政令等特別会計

一般会計・政令等特別会計

一 土地・建物

一 土地・建物

1. 土地

1. 土地

- 1.内容【土地（第1区分）】
- 2.承継先【別表第 2-1-1 に該当する財産】
- 3.会計区分【一般会計】

- 1.内容【土地（第1区分）】
- 2.承継先【別表第 2-1-1 に該当する財産】
- 3.会計区分【一般会計】

(単位：円)

(単位：円)

財産名称	代表所在地 (行政区)	代表所在地 (町丁目)	土地実測 面積 (㎡)	土地台帳価格
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
住之江工場	西成区	南津守 5 丁目	32,699.27	3,637,603,900
舞洲工場	此花区	北港白津 1 丁目	33,000.07	4,191,008,890
西淀工場	西淀川区	大和田 2 丁目	34,463.24	4,170,052,040
東淀工場	東淀川区	南江口 3 丁目	18,236.57	2,097,371,810
鶴見工場	鶴見区	焼野 1 丁目	38,169.09	8,657,316,350
平野工場	平野区	瓜破南 1 丁目	48,670.56	7,007,193,750
八尾工場	八尾市	上尾町 7 丁目	40,018.15	2,200,273,250
合 計			1,757,510.30	166,403,855,080

財産名称	代表所在地 (行政区)	代表所在地 (町丁目)	土地実測 面積 (㎡)	土地台帳価格
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合 計			1,512,253.35	134,443,035,090

P354

(削除)

- 1.内容【土地（第1区分）】
- 2.承継先【大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 [今後設置予定]】
- 3.会計区分【一般会計】

(単位：円)

財産名称	代表所在地 (行政区)	代表所在地 (町丁目)	土地実測 面積 (㎡)	土地台帳価格
住之江工場	西成区	南津守 5 丁目	32,699.27	3,637,603,900
舞洲工場	此花区	北港白津 1 丁目	33,000.07	4,191,008,890
西淀工場	西淀川区	大和田 2 丁目	34,463.24	4,170,052,040
東淀工場	東淀川区	南江口 3 丁目	18,236.57	2,097,371,810
鶴見工場	鶴見区	焼野 1 丁目	38,169.09	8,657,316,350
平野工場	平野区	瓜破南 1 丁目	48,670.56	7,007,193,750
八尾工場	八尾市	上尾町 7 丁目	40,018.15	2,200,273,250
合 計			245,256.95	31,960,819,990

P366
の後

2. 建物

2. 建物

- 1.内容【建物（第1区分）】
- 2.承継先【環境施設組合】
- 3.会計区分【一般会計】

- 1.内容【建物（第1区分）】
- 2.承継先【大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 [今後設置予定]】
- 3.会計区分【一般会計】

(単位：円)

(単位：円)

財産名称	代表所在地 (行政区)	代表所在地 (町丁目)	建物延 面積 (㎡)	建物台帳価格
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

財産名称	代表所在地 (行政区)	代表所在地 (町丁目)	建物延 面積 (㎡)	建物台帳価格
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

P463

六 債権

六 債権

1. 債権

1. 債権

- 1.内容【債権】
- 2.承継先【環境施設組合】
- 3.会計区分【一般会計】

- 1.内容【債権】
- 2.承継先【大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 [今後設置予定]】
- 3.会計区分【一般会計】

(単位：円)

(単位：円)

債権名称	金額	備考
(略)	(略)	(略)

債権名称	金額	備考
(略)	(略)	(略)

P515